

佐賀県肝疾患診療等活動支援事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、肝がんの原因であるウイルス性肝炎等の治療を促進するため、各医療機関が実施する肝疾患対策にかかる活動を支援し、もって本県の肝疾患対策の推進を図ることを目的とする。

第2 事業内容

実施する事業は、院内における、肝疾患対策の理解を推進するための研修会やウイルス検査の受検勧奨等を促進する取組のほか、地域の住民に向けた公開講座等普及啓発の実施等、肝疾患対策（予防、受検、受診、受療、フォローアップ）の推進にかかる事業とする。

事業提案は、次の各号すべてに該当するものとする。

- ア 本県の肝疾患対策の推進につながる事業であること。
- イ 営利を目的としない事業であること。
- ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- エ 宗教的、政治的な活動でないこと。
- オ 国の補助金、県の他の補助金、他からの補助金や委託を受けるものである場合は、補助対象経費が重複していないこと。

第3 実施主体

第2に掲げる事業の実施主体は、県内の肝疾患医療提供体制の登録医療機関及び県内の肝疾患対策の推進に取り組む団体等のうち、原則として、肝炎医療コーディネーターが所属する医療機関・団体等で知事が適切と認める者とする。

第4 実施方法

第3に掲げる者が、第2に掲げる事業を実施した場合、知事は、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、肝疾患治療を促進するために各医療機関が行う肝疾患対策にかかる活動（以下「補助事業」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内の肝疾患医療提供体制の登録医療機関及び県内の肝疾患対策の推進に取り組む団体等のうち、原則として、肝炎医療コーディネーターが所属する医療機関・団体等で知事が適切と認める者であり、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(補助の対象事業、対象経費及び補助金額等)

第3条 補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別に定める「佐賀県肝疾患診療等活動支援事業実施要綱」第2に定める事業に係る経費のうち、下記に該当する経費とする。

対象経費	補助率	補助金額
事業実施に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 ・ 旅費交通費 ・ 印刷費 ・ 通信運搬費 ・ 使用料 ・ 委託料 ・ その他知事が適切と判断したもの 	10 分の 9	1 事業につき 30 万円以内とする。

(補助金の交付申請及び処理に要する期間)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費の間の 20 パーセント以下の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するよう努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事に承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管すること。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告すること。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10) 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

2 前項第2号又は第4号の規定により、知事に変更、中止又は廃止の承認を受けようとする場合には、前条に定める申請手続きに準じて行うものとする。

3 第1項第2号又は第4号の規定により、知事に変更、中止又は廃止の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 知事は、補助事業の遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、または実地に調査することができる。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、補助事業者が第5条第1項第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は、前項の規定により、交付決定を取消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内(第5条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月以内)又は翌年3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税等相当に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書(様式第5-6号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

附則 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年(2019年)度分の補助金から適用する。

様式第1号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

医療機関名

代表者職・氏名

印

年度佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり肝疾患診療等活動支援事業を実施したいので、佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 添付書類
その他参考となる資料

別紙2 (様式第1号関係)

収 支 予 算 書

(収入の部)

(単位:円)

項 目	予算額	内 訳	備 考
県補助金 佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金			(交付を受けようとする額を記入)
上記以外			
計			

(支出の部)

(単位:円)

項 目	予算額	内 訳	備 考
補助対象経費			
小計			
補助対象経費以外			
小計			
合計			

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

医療機関名

代表者職・氏名

印

年度佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け健第 号により補助金交付決定通知があった佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業実施計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 変更理由書（A4判縦の用紙に記載のこと）
- 4 添付書類

その他参考となる資料

- (注) 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
2. 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

医療機関名

代表者職・氏名

印

年度佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け健第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）
- 3 事業の内容及び経費の配分（別紙3）
- 4 経費確認書類（別紙4）
- 5 その他

別紙2 (様式第3号関係)

収支決算書

(収入の部)

(単位:円)

項目	決算額	内訳	備考
県補助金 佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助			(交付を受けようとする額を記入)
上記以外			
計			

(支出の部)

項目	決算額	内訳	備考
補助対象経費			
小計			
補助対象経費以外			
小計			
合計			

別紙3（様式第3号関係）

事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

項目（補助対象経費）	内容	支払額	領収書番号
			①
			②
			③
			④
			⑤
計			

※行が不足する場合、行の挿入を行ってください。

※支出した経費に関して別紙4（様式第3号関係）により領収書を添付すること。

別紙4 (様式第3号関係)

経費確認書類

番号	領収書 (貼付)
①	
②	
③	
④	
⑤	

※行が不足する場合、行の挿入を行ってください。

様式第4号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

医療機関名

代表者職・氏名

印

佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け健第 号で確定通知があった佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

内訳	確 定 額	金	円
	既 支 給 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円

振込先

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義 (フリガナ)

様式第5号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
医療機関名
代表者職・氏名 印

年度佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日健第 号で確定通知があった 年度佐賀県肝疾患
診療等活動支援事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、佐賀県補助
金等交付規則及び佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費補助金交付要綱の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |